

ご契約の個別事項について

ご契約内容の詳細については、当社ホームページなどで公開しております「時間帯別C契約」をご確認ください。

時間帯別C契約

【概要】

契約名称	時間帯別C契約	
契約	所定の契約書を用いてガス需給契約を締結していただく	
契約単位	需要場所ごと	
適用条件 (※1)	(1) 負荷調整対応	当社の求めにより負荷調整に応じられること
	(2) 契約1時間当たり最大使用量	122m以上
	(3) 契約年間使用量	契約1時間当たり最大使用量の1,800倍以上
	(4) 契約年間引取量	契約年間使用量の70%以上
	(5) 契約年間負荷率	65%以上
	(6) 契約尖頭負荷時間帯使用量	契約1日当たり最大使用量の20%未満
	(7) 契約1日当たり昼間最大調整量	契約1日当たり昼間使用量の30%以上
	(8) 供給圧力	中圧以上
精算額	1時間当たり最大使用量倍率未達精算額 年間負荷率未達精算額 契約年間引取量未達精算額 契約1時間当たり最大使用量超過精算額 負荷調整時超過精算額 契約中途解約精算額	

(※1) (2)、(3)、(4)、(6)、(7)は、右の【ガス需給契約に定める事項】を参照ください。

(5) 契約年間負荷率とは、契約最大需要期月平均使用量に対する契約月平均使用量の割合をいいます。

【料金表】

(税込)

基本料金 (1カ月につき) (※2)				基準単位料金 (1mにつき)
定額基本料金 (1カ月につき)	流量基本料金単価 (1mにつき)	昼間基本料金単価 (1mにつき)	夜間基本料金単価 (1mにつき)	
330,000.00円	865.82円	629.68円	191.15円	104.01円

(※2) 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金、昼間基本料金及び夜間基本料金を合計した額をいいます。(※3)

(※3) 流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額、昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額をいいます。

【ガス需給契約に定める事項】

契約期間	原則として1年間とし、契約期間満了時にお申し出がない場合は同一条件で1年間延長いたします。	
各種契約量	① 契約1時間当たり最大使用量	1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量(小数点以下切り捨て)
	② 契約1日当たり最大使用量	最大需要期における1日当たりの最大の使用量 (※4、5)
	③ 契約1日当たり昼間使用量	最大需要期における1日当たり昼間の最大の使用量 (※4、5、6)
	④ 契約1日当たり昼間最大調整量	契約1日当たり昼間使用量を基準として平日において負荷調整を行う1日当たり昼間の最大量 (※5、6、7)
	⑤ 契約尖頭負荷時間帯使用量	最大需要期における尖頭負荷時間帯の最大の使用量 (※4、8)
	⑥ 契約1日当たり夜間使用量	最大需要期における1日当たり夜間の最大の使用量 (※4、5、6)
	⑦ 契約1日当たり夜間最大調整量	契約1日当たり夜間使用量を基準として平日において負荷調整を行う1日当たり夜間の最大量 (※5、6、7)
	⑧ 契約年間使用量	契約月別使用量の合計量
	⑨ 契約年間引取量	1年間においてお客さまが引取らなければならない使用量
	⑩ 契約月別使用量	契約開始使用月から終了使用月までの月別使用予定量

(※4) 「最大需要期」とは、12月、1月、2月、3月使用期間の4カ月間をいいます。

(例) 12月使用期間とは、12月検計日の翌日から1月検計日までをいいます。

(※5) 「1日」とは、午前7時から翌日の午前7時までをいいます。

(※6) 「昼間」とは、午前7時から午後10時までをい、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前7時までをいいます。

(※7) 「平日」とは、最大需要期における土曜日、日曜日、祝祭日及びその他のお客さまの休業日を除く日をいいます。

(※8) 「尖頭負荷時間帯」とは午後5時から午後10時までをいいます。

【適用条件について】

- ・適用条件を満たしていない場合は、ご契約いただくことは出来ません。
- ・適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。
- ・適用条件を満たさなくなった場合は、当社は当該ガス需給契約を解約し、一般ガス供給約款を適用することがあります。

【負荷調整対応について】

- ・当社はお客さまに対し、最大需要期において少なくとも1回以上負荷調整として使用の削減を求められるものといたします。
- この場合、当社は、お客さまの契約1日当たり昼間最大調整量及び契約1日当たり夜間最大調整量の範囲内で使用の削減を求めるとし、それによる使用可能量を時間帯別に決定して、お客さまに電話でお知らせいたします。
- お客さまは、当社からお知らせを受けた後6時間を経過してからガスの使用を削減していただきます。
- ・上記の負荷調整とは別に、不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整（供給の制限又は中止）に応じていただきます。
- ・緊急調整に応じていただいた場合は、所定の算式に基づいて基本料金を割引いたします。

【最大使用量等の算定について】

- ・最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。
- ・負荷計測器は当社から支給いたします。取付関係工事費はお客さまにご負担いただきます。

【精算額について】

- ・使用実績がガス需給契約に定めた各種契約量を逸脱した場合や、契約期間満了前に中途解約された場合は、原則として約款の定めにより算定する金額を限度とする精算額を申し受けます。
- ・精算額に係る債権は、当社から西部ガス株式会社に譲渡いたします。